

[検討問題]

以下の事案を読み、X・Yらのいずれの主張が認められるか、検討をしてください。その際、どのような基準で結論づけるべきか、という視点について意識しながらみなさんで議論をし、グループごとに判決を導いてください。

[事案の概要]

原告Xおよび被告Yら6名は、いずれもN市I町に所在する。昭和56年5月、K鉄道会社から分譲住宅を購入(X・Yらは購入価格同額である)し、同年5月から居住しているが、X宅の前の公道上がX宅を含めて12世帯のごみ集積場として現在まで15年あまりの間利用してきた。

X及びこれと同様の立場にある分譲住宅住民で組織された自治会はブロックごとに存在し、各ブロックごとに平成2年以降ごみ集積場所の移動の可否等を検討し、その結果、平成6年には、XYらの所属する自治体以外の他の分譲住宅ブロックにおいてごみ集積場の輪番制が採用され、また、ごみ集積場を住宅に対する被害のない場所に変更したブロックは14か所に上った。

Xは、同年、Xを除く11世帯に文書を回覧して輪番制を提案したが、8世帯が反対の文書をXに送付した。

Xの相談を受けた弁護士が反対している世帯に呼びかけて話合いの機会をもったが、進展せず、同弁護士は訴訟の提起に踏み切らざるを得ないとし、輪番制に対する最終的意思の確認を求める書面を送付した。

結局、Yら5名のほか1名を除き、輪番制に賛成した。

そこで、Xは、輪番制に賛成しない6名の住民に対しゴミの排出の差止めを求めた。

[当事者の言い分]

原告Xの言い分：

本件集積場は、昭和56年5月、原告XがK鉄道から分譲住宅を購入し居住するようになってから現在に至るまで、一貫してごみ集積場所として利用されてきている。

本件集積場は、原告宅敷地に接する公道上に存在するため、原告は、分譲住宅に居住して以来、約15年間にわたり、生ごみの汁やごみ自体の強烈な悪臭、猫やカラスの食い散らしによる生ごみの散乱、ごみの排出による原告宅敷地やその周辺の汚穢、更には、家庭ごみがX宅前に置かれることによる不潔な景観等の不快感といった、受忍限度を超える甚大な生活上の被害を恒常的に被ってきた。

もっとも、家庭ごみの排出は住民が生活をする上で避けることのできないものであり、居住地域全体の問題であるから、公平の理念と排出者負担の原則の上に立って、ごみ集積

場所を一定期間ごとに交代で移動する輪番制が採用されるのであれば、当該一定期間の不快感や煩わしさは甘受しなければならないが、一部住民のエゴによって、特定の者のみが右のような生活上の被害を被り続けるというのは社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであり、人格権の重大な侵害であるから、差止めを認めることによって法的救済が図られるべきである。

確かに原告は、自宅前にごみ集積場所が設置されていることを承知の上でX宅を購入したわけであるが、その理由は、K鉄道の従業員の説明や、右従業員から渡された「ご購入のしおり」によって、ごみ集積場所の指定は固定的、永久的なものではないと考えていたからである。よって、Xには、住宅購入時とはもかく、将来にわたって永久的に自宅敷地前をごみ集積場所として引き受ける義務はない。

なお、本件ごみ集積場を利用している住民のうちX及びYらを除く五世帯は輪番制の採用に賛成しているが、Yら（5名）は輪番制の採用に反対し、現状維持の態度を表明。

被告Yらの言い分：

Xは、K鉄道からB1分譲住宅を購入した時点において、X宅の敷地に接する公道上がごみ集積場所となることを承諾している。これに対し、Yらは、分譲住宅購入時に、Y宅の敷地に接する公道上がごみ集積場所とはならず、X宅前の公道上がごみ集積場所であることを確認した上で、それぞれ自宅を購入した。よって、Xは、Yらに対し、X宅前の公道上をごみ集積場所として引き受ける義務を負わなければならない。

仮に、Xが自宅購入時に本件集積場所をごみ集積場所となることを承諾していなかったとしても、X及びYらは、分譲住宅に居住して以来、十数年間にわたり、X宅の敷地に接する公道上をごみ集積場所として利用してきており、したがって、XとYらの間には、X宅の敷地に接する本件集積場をごみ集積場所とする旨の黙示の合意が成立している。

[資料]

◆ゴミ収集作業の現況

本件集積場でのごみ収集作業は、従前から毎週月曜、水曜、金曜の三回行われており、一回当たりの排出量は、みかんの段ボールに換算すると概ね一〇箱前後である。また、平成七年一〇月から缶・ガラス瓶の分別収集が月二回、隔週木曜に行われるようになり、一回当たりの排出量は、みかんの段ボールに換算すると概ね三箱前後である。本件集積場にごみが置かれ始めるのは午前七時四〇分ころであり、ごみ収集車が本件集積場に到着する時刻は、以前は午前九時ないし九時三〇分ころであったが、現在では午後一時三〇分ころに変更になっている。本件集積場の清掃作業は、本件集積場を利用している一一世帯で一週間毎に当番を決めて順番に行っている。

[用語]

人格権侵害：権利者と分離することができない利益、たとえば、身体、自由、名誉を目的とする権利（民法の場合は、これらを侵害した場合は不法行為請求や物権的請求権等により差し止めが可能）。その他、人格権の例示として、生命、貞操、信用、氏名、肖像、プライバシー

受忍限度論：騒音、振動等の生活妨害が不法行為となるための要件の一つである「違法性」の判断基準を指す。本来、違法な行為であるが、例外的にそれらの行為が社会共同生活上受忍すべきものと認められる程度のものであれば違法ではない、として扱われる

[参照裁判例]

東京高判平成 8 年 2 月 28 日判例時報 1575 号 54 頁

横浜地判平成 8 年 9 月 27 日判例タイムズ 940 号 196 頁

大分地判平成 20 年 12 月 12 日判例タイムズ 1300 号 199 頁





民法。ここが変わる(概説)

日進市法的思考養成講座

I なぜ、今、民法の大改正なのか

- わかりやすい民法、社会・経済の変化に対応した民法をめざして

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応をはかり、**国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に**見直しを行う必要があると思われるので、その要綱をしめされたい」
(平成21年10月28日諮問第88号)

- [目的]
 - ①民法の現代化＝社会・経済への対応
 - ②民法の透明化＝わかりやすいものとする

120年間持ちこたえられた理由

- ① 民法制定当時の諸外国(先進国)の成果を凝縮した民法であったこと
- ② 民法は、1044条あるが、フランス民法、ドイツ民法の半分。基本的なルールが整備されている
- ③ 条文がシンプルで、抽象的解釈の余地が大きいので社会・経済の変化に柔軟に対応してこられた

改正の必要性

(1) 社会・経済の変化に対応した民法

- 民法制定以来約120年が経過し、社会・経済の変化への対応の必要性
- 経済の高度化・複雑化・情報化・サービス化による新タイプの契約類型の登場し、取引が複雑化
- 取引のグローバル化により、国際的な動向との調和を図る必要性(欧米各国における債権法・債務法の改正)
- **経済の活性化(経済的インフラ整備、市場のルールの整備、ルールの平準化、透明化)**

(2) 「わかりやすい民法」へ

- 特別法(たとえば、消費者契約法)が多く、法律体系が複雑化
- 法律と現実社会のギャップを埋める判例の役割を条文化し、結果を予測可能にする
- 消費者保護の視点からではなく「民法の基本ルール整備」の視点からの改正へ
- **社会の歪みの是正(格差の是正、高齢社会への対処)、現代社会に合致した基本ルールの整備**

↓
民法の現代化

①民法の現代化＝社会・経済への対応

消滅時効	業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として「知った時から5年」にシンプルに統一 → 時効期間の判例を条文化 【第166条関係】
法定利率	法定利率を現行の年5%から年3%に引き下げた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入 → 法定利率についての不公平感の是正 【第469条関係】
保証	事業用の融資について、経営者以外の保証人については保証人による意思確認手続を新設 → 安易に保証人となることによる被害の発生防止 【第465条の2～4関係】
約款	定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則(民法1条2項)に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効と明記。定型約款の一方的変更の要件を整備 → 取引の安定化・円滑化 【第448条の2～4関係】

http://www.moj.go.jp/SHINJI/kanj09_00/c0000.html

(2)「わかりやすい民法」へ

意思能力
意思能力(判断能力)を有しないでした法律行為は無効であることを明記 【第3条の2関係】
将来債権の譲渡
将来債権の譲渡(担保設定)が可能であることを明記 【第466条の4関係】
質貸借契約
質貸借終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールを明記 【第621条、第622条の2関係】

http://www.moj.go.jp/02N7/kanzen06_001670000.html

7

(2)分かりやすい民法へ(視点)

- (1) 解釈論的に認められていたものを規定
Ex. 「意思能力」
- (2) 条文の規定が僅かで、判例によってその内容が補充されていたもの
Ex. 「債権者代位権」、「債権者取消権」
- (3) 規定はあるが、法的性質が不鮮明であったもの
Ex. 「錯誤」

8

その他の法改正の動向

民法(総則・物権関係)の動向

- ・民法4条の成年年齢の引き下げ→平成21年10月に国民投票権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、民法においても消費者被害等の問題を踏まえ検討
- ・根抵当権の被担保債権における電子記録債権の取り扱いの明文化→
- ・相続法改正(後掲資料)

民法の特別法・関連する法律の改正

- ・不動産登記法制の改正
- ・相続登記の義務化等、所有者不明土地の解消に向けた法制度の整備

9

【資料】参考文献

- ・内田貴『民法改正のいま』(商事法務、2013年) 今回の改正作業のために東大から法務省参与となった民法研究者による中間試案ガイド。特に、なぜ今改正なのか。その理由が示されている
- ・松尾弘『民法改正を読む』(慶応義塾大学出版会、2012年) 改正を通じて民法の理論的問題点を洗い出し、論点とそれに対する理論的状況をわかりやすく解説
- ・瀬見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』(2016年、きんざい)。審議委員の中心メンバーによる概説
- ・同・
- ・山野目孝夫「民法(債権関係)改正のビューポイント」NBL1038～連載継続中 審議会で決定された改正要綱草案の詳細な解説を知るにはおすすぬ。
- ・山本敏三『民法改正』(2017年、岩波書店)
- ・瀬見=松岡他『Before/After民法改正』『2017年、弘文堂』
- ・民法(債権関係)部会の委員・幹事による改正提案の詳細や部会の状況についてNBL1045号4頁以下
- ・法律案(法務省HP)(平成27年3月31日国会提出)
<http://www.moj.go.jp/content/001242837.pdf>

10